

皇室典範に関する有識者会議

第6回議事録

(識者ヒアリング1R)

内閣官房内閣総務官室

第 6 回 皇室典範に関する有識者会議 議事次第

日 時：平成 17 年 5 月 31 日（火） 16:00 ～18:00

場 所：三田共用会議所大会議室

○ 開 会

○ 識者からのヒアリング

- ・大原 康男 國學院大学教授
- ・高橋 紘 静岡福祉大学教授
- ・八木 秀次 高崎経済大学助教授
- ・横田 耕一 流通経済大学教授

○ 閉 会

○吉川座長 それでは、第6回の「皇室典範に関する有識者会議」を開催します。

今までに既に5回、回を重ねてきたわけですがけれども、皇位継承に関するさまざまな事実、歴史的な事実とか、あるいは法律であるとか、また諸外国の制度なども含めて、さまざまなことを意味というか意義を広く検討してきたわけであります。

今回と次回は、この皇位継承に関して、どのような考え方があるかということ、これを我々のこれからの議論の参考とさせていただくために、外部の識者によるお話を伺おうということにしたわけであります。

各識者から20分～25分程度のお話をいただきまして、必要があれば、確認のための質疑を行うというやり方でやらせていただきます。よろしいですね。

それでは、御紹介いたします。國學院大学教授の大原康男先生。御専門は宗教行政論。よろしく申し上げます。

(大原國學院大学教授入室)

○大原教授 御紹介いただきました大原でございます。

このような機会を与えられましたこと、大変ありがたく光栄に思っている次第でございます。限られた時間でございますので、早速このメモに従いまして、お話をしてまいりたいと思います。

2枚ありますが、その都度、「参考」というところにも話が及びますものですから、両方広げて見ていただければと思います。

この皇室典範の改正につきましては、まず我が国の皇位継承の歴史というものをやはりきちんと押さえる必要がある。そこで、私自身は「参考」の5項目に分けて我が国の皇位継承の歴史を考えてまいりました。

まず第1は、男系主義で一貫しており、そのことが皇室による国民統合の権威の源泉となっているという認識が広く我が国において共有されてきたこと。これは顕著な第1の特色でございます。

しかしながら、直系かつ嫡系が理想でありますけれども、この「参考」にもありますように、124代のうち41方、3分の1しか直系かつ嫡系はございません。それが困難になった場合には、傍系、庶系によって補ってきたことが顕著な事実であります。そのためには、いわゆる猶子制度が活用されたり、世襲親王家が創建されたり、傍系から継承された天皇に直系の皇女を皇后ないしは中宮として配されたりするなど、さまざまな工夫がなされてまいりました。

その例といたしましては、「参考」の2にありますけれども、第26代の継体天皇、最も

古い皇統の危機の際の皇后は第 24 代の仁賢天皇の皇女であられ、また最も近い皇統の危機に際して即位された第 119 代光格天皇の中宮は、同じく先代の後桃園天皇の皇女であったということで、おわかりであると思います。

3 番目に、過去に 10 代 8 方おられた女帝は極めて例外的な存在で、すべて男系であったこと。そして、御在位中は独身で、外国に見られる皇配殿下のような御存在は皆無であったこと。女帝即位の事由はもう既に皆様方も御存じのことだろうと思いますので、省略いたしますが、そのような皇位継承の歴史を経て、明治 22 年に皇室典範が制定されるわけです。その意義を申しますと、それはまず成文による皇位継承のルールが確立していなかったため、皇位継承に混乱、対立、不安定が生ずる要因が常に内在しておりまして、時にはそのための流血の内乱、悲史が彩られたことにかんがみて、確固とした皇位継承法を初めて明文で制定したということでございます。これが極めて画期的な意義を持つことは、今さら申すまでもないことでしょう。

その明治皇室典範の起草の中心となった井上毅がこの典範を起草するに当たって考えた 3 つの原則は以下のようなものであったと思われまます。

- 1、我が国の歴史・伝統を踏まえたものであること。
- 2、当時の国情や人情に照らして妥当なものであること。
- 3、当時のヨーロッパ先進諸国にも通じる普遍性を有するものであること。

このような条件を自らに課しながら、さまざまな点に配慮して、皇室典範の起草に入ったということでございます。

この会議におかれても、いろんな資料が提供されて、こうした井上毅の考え、例えば、女帝を設けない理由なども御調査なさったと承っておりますが、こういうこともあります。

女帝は認めないという原則を立てましたのに、なぜ女性皇族が摂政になり得るのか。井上毅はそういうことを歴史の中から探究したわけですし、要するに、女帝は皇位継承者の成長を待つための一時的な中継ぎである場合が多いものですから、言わば摂政のようなお地位に就いておられたということから、こういう規定が入っている。

したがいまして、井上毅につきましては、ここでの資料の説明の際におきましても、女帝を断固として排するということがかなり強調されているようですが、決して井上は自分の考えだけを貫徹しようとしたことではなく、むしろさきほどの 3 つの条件をいろいろ勘案しながら、典範案を起草したということが言えるだろうと思います。

その意味では、井上毅の考えた事柄は決して井上だけの個人的な思想によるのではない。その当ても女帝容認論もありましたが、最終的には女帝を設けないという考えが固まった

のは、井上がそのような周到な準備をしたということでの説得力もあったということ、私は十分に認識せねばならないだろうと思います。

その原則は今日まで、おおよそ踏襲されているといっても差し支えないと思いますが、その結果、明治皇室典範の主たる内容は、男系の男子に限定する。直系・長系・嫡系・近親を優先し、そして退位が禁止されている。と申しますのは、皇位継承の原因は天皇の崩御に限るということがここにうたわれているわけです。これも大切なポイントです。

それから、皇族の養子の禁止。天皇・皇族以外の者と結婚した皇族女子の皇籍離脱。そして、皇籍離脱した者が再び皇籍復帰することの禁止であります。これは明治22年のこの典範の際ではなく、40年の典範の増補において付け加えられたものです。

そして、現在の典範もこの②の庶系による皇位継承の容認というところと、④に天皇の養子の禁止が加えられたこと以外は旧典範をほぼ踏襲している。皇位継承法における原則としては変わらないと言っても差し支えないだろうと思います。

このように井上毅が皇室典範を構想するに当たってさまざまな配慮を示した、そうした学術的研究が既にもう公になっております。私が奉職しております國學院大学に在職された小林宏先生が、その点を克明に論証しておりますので、できれば御参考にしていただければと思います。

そこで現在の課題である皇位継承規定の改正ということですが、それは新たな皇統の危機に今直面していると言われていることからです。言うまでもなく、皇太子殿下の次の世代には女性の皇族しかおられない。典範の規定がこのままでは皇統が途絶えるのではないかという、そうした深刻な懸念から、今こうした議論がなされているわけでございます。

しかし、5回にわたるこの会議におかれましては、どうも第5回目の会議で配布された資料を見ましても、現状の男系男子か女帝の容認かというような問題の立て方のように感じたわけでございますが、むしろそうではなくて、皇位継承を安定的に確保するために、男系を維持するのか、女系をも容認するのか、つまり、男系対女系という対立軸であるはずです。皇室典範の改正の方向も男系を維持するのか、あるいは女系をも容認するのか。その対立軸で考えるべきではないか。どうも私の見る限り、旧態依然の男系男子対女帝という立て方ですが、実質は女系の容認でありまして、私はそこに論点がずれているような気がいたします。あくまでも、対立軸は男系か女系かということになるのではないかと。

そこで私自身の考えを申し上げますと、先ほどの我が国における皇位継承の歴史を勘案いたしますと、男系主義の歴史的重みが大変大きいので、その重みを十分認識し、女系を容認する女帝に関する議論に早々に入る前に、まず男系維持のための方策を講じるという

ことが先ではないだろうか。私は女系の容認を安易に考えるべきではないと思います。そのための方策として、次の①と②の組み合わせが考えられます。

①は、旧皇族の皇籍復帰可能性を検討すること。臣下の籍におりた者が皇族に戻ったケースは過去に何例もございませぬ。ただ、皇位につかれたのは1例ですが、そこで私が関心を持ちますのは、昭和22年に旧皇族と今では言われておりますけれども、11宮家、51方が皇籍を離脱されたことです。そのことについては、もうここでも御説明があつたと思ひますが、その中では現行の皇室典範に基づいて離脱したという説明になっております。しかし、そんな簡単なものではなかつたんです。

「参考」にありますように、連合軍による軍事占領下という異常な状況下にあつて、皇室財産の国庫編入、皇族への高額財産税の課税、あるいは宮内省機構の大幅縮小というGHQの政策に従つた異例の措置であつた。皇室といたしましても、いろいろ御不満はあられたようではございますけれども、やむを得ないということになされたということの御説明があつたのかどうか、私はわかりませんが、記録を見ている限りでは、そういうようなお話しはなかつたようではございます。

それから、もう一つ、これらの宮家は500年ほど前の伏見宮家から分かれた遠い血統の方々であるという説明です。しかし、そのうち、竹田宮、北白川宮、朝香宮、東久邇宮の4宮家は明治天皇の4人の内親王様が嫁がれておられます。つまり、明治天皇のお血筋を引いておられるわけです。これが先ほど申し上げました、継体天皇や光格天皇のように傍系から入られた方に直系の皇女を配されたということを経験の教訓として、こういう形で生かしておられるわけですので、旧皇族の皇籍復帰についても、そのような目で見ただけかたないと困るのではないかと。

そして、皇族の養子制度につきましては過去にもさまざまなタイプがあり、ここでの御研究でも明らかにされております。この旧皇族の皇籍復帰の可能性、それから皇族の養子制度の検討ということの組み合わせで男系主義を維持するという、そうした研究がまずあつてしかるべきではないかというのが私の基本的な考えでありまして、とりわけ我が国にとっていまだかつてない女系を採用するということの重大な意味を、もう一度皆様方にも正しく認識していただければと、かように考えるわけではございます。

次に、各紙の世論調査では70%、80%が女性天皇を支持するといわれていますが、そのような世論調査に出ております一般国民の考え方の中味はいかようではございませぬか。恐らく、過去にも女帝がおられた、あるいは男女平等論の見地から、あるいは外国にもあるからいいのではないかと、あるいはあのかわいい愛子様を女性天皇にとつたような感覚で、

このような高率の支持があるように私は受けとめるわけです。

そのようなことですので、こうした世論調査を受けた方々は、女系を採用するということに対する認識がどこまであるのか、大変疑わしい。そのあたりのことが次第にわかっていきますと、支持率もまた変わってくるのではないかと思います。

更に一部の女系容認論の中には、実は女系を採用することによって皇室の正統性が壊れる。これこそが皇統断絶のためのチャンスである。そのための有効な一打となるという、天皇制廃止論の考え方が一部にあるということ。これはどなたとは申しませんが、そういう考え方があること自体も御認識を深めていただきたいと思うわけでございます。

そして、まず皇位継承の問題以前に、それと直接関係あることですが、喫緊の課題は現在の宮家の存続であります。

宮家は、もちろん、傍系から皇位継承を安定的に支える存在であります。現在の宮家はお子様がおられないか、女性しかおられないかのいずれかです。このままではすべての宮家は断絶することになる。それを防止するために、宮家の存続を早急に考えねばならない。宮家の女性皇族の方の方が年齢も高うございますし、こちらの方を急ぐべきでありましょう。

そのためには、最初に申し上げました1の①と②を組み合わせたような形の男系維持の観点から宮家の存続を確実なものとする、そうした考えをやっていくべきではないか。この方策を先にした後に皇位継承の問題に入っていくべきではないだろうかとは私は考えます。

最後に、私自身が申し上げたいことは、この皇室典範の改正規定の問題であります。

御存じのように、明治皇室典範は憲法と対等の法でありまして、その改正・増補については議会は関与せず、皇族会議と枢密顧問の諮詢によるものとされてきました。これは是非についてここで論じようというわけではございません。それに比べて、現典範の改正は一法律に過ぎず、国会の単純な議決によることになっております。

となりますと、皇室典範の改正は皇室にとって最も関心である事項にもかかわらず、皇室の御意向がこの改正に反映されるべき回路がないわけでございます。私はこのような言葉をこの文脈で使うのは適当とは思いませんが、これは極めて非民主的なことだと思います。御自分に関することについて何らかの御意向も反映できない、そしてそのまま立法化がなされていくということは、よろしくないことだと思います。

もちろん、憲法の「国政に関する権能」云々のことがあるにいたしましても、私はこれは大変重要なことだと思います。その意味で、まず何よりも現行皇室典範の改正に関しては、皇室の何らかの御意向が反映されるような回路をつくる。そのような改正をまず行う

べきであると考えます。

一案といたしますれば、現在、皇室会議というものがございます。その議員に皇族の代表が2人いらっしゃいます。しかし、皇室会議は実に限られた権限しか規定されておりませんので、その中に皇室典範の改正についての、どのような形でどのような手順でやるかどうかは別といたしまして、最低でもそうした権限を皇室会議に持たせることも一案ではないかと私は考えます。

もちろん、立法権の侵害とかにならないような配慮は必要であることは言うまでもありませんが、皇室の御意向が反映されないような形で、皇室典範が一法律ということだけで国会の議決によって単純に改正されるということについては、やはり考えるべき余地が多分にあるのではないかと。このような典範自体の改正規定についてまず一つの改正を行ってから、例えば女帝問題を含む皇位継承問題など具体的な改正の議論に入っていくべきではないだろうか、手順的にはかようにすべきだと思います。

これまで、るる大急ぎで、限られた時間で私見を述べてきました。この新しい皇統の危機に際しまして盛んな議論が行われ、今日お集まりの委員の先生方も御多忙の中、何度も何度も会合を重ねていらっしゃることに對しまして深甚なる敬意を表する次第でございませぬ。

しかし、私は最後に先生方をお願いしたいと思うのは、少なくとも2000年もの皇位継承の歴史というものをやはりきちんと踏まえていただきたい。そのことは重々御承知であろうと私は存じておりますが、あえてここで重ねて申し上げたい。それは、過去の皇位継承の危機に対して、我々の父祖たちは大変苦勞しながらさまざまな方策を講じてきました。その父祖たちに対する大きな責任が我々にあるわけでございます。

そして、責任は更に子孫に対してもあります。先ほど言いましたように、女系をそのまま容認するといういまだかつてないことは、この父祖に対する責任、そして子孫に対する責任を考えますと、そう簡単に決めてよいものであろうか。

事柄は、安易に拙速に決定すべきことではございません。そして、深刻な対立点を残したままで結論を急ぐべきではない。ましてや今秋までに報告書をおまとめになって、来年の通常国会で法改正を行うというようなことは、私は大きな危惧と強い不満を覚えるところでございませぬ。

先生方には、そうした重大な責任をお持ちでございます。過去、我々の父祖たちがさまざまな危機を乗り越えてきた輝かしい実績があります。それぞれの時代の人々が叡智を出し合って切り抜け、そして落ちつくべきところに落ちついてきたということが、これから

先、現在の皇統の危機につきましても私は可能であろうと確信しています。

その意味では、何度も繰り返しますけれども、父祖に対する重大な責任、子孫に対する重大な責任を踏まえた上で慎重に御検討をしていただきたいと切に思う次第でございます。

おおよそ時間が経ちましたものですので、まとまらない話でございましたが、私見を述べさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○吉川座長 大原先生、どうもありがとうございました。委員の方から何か御質問ございますか。

どうぞ。

○園部委員 園部でございます。本日はどうもありがとうございます。貴重な御意見、大変ありがたいと思います。

2つ御意見を伺いたいんですが、御意見といいますか、私の理解が間違っているかもしれませんのでお願いしたいんですが、旧皇族の皇籍復帰と養子の制度は典範の改正でできないことはないんですけれども、御承知のように旧典範は明治の初期から約60年続きました。それから、戦後の新しい皇室典範も実は60年続いております。したがって、私は青年期までは旧宮家の人たちのお姿というものをいろんな形で存じております。

しかし、その後、戦後は全く外へ出られたものですから、国民は旧皇族についてはほとんど認識がない。調べればわかりますけれども、イメージが浮いて上がってこない。そういう状況の下で、もし旧皇族を、もちろん、御本人の意思もありますし、皇室の方の御意向も聞かなければいけません。仮に復帰させたとして、もしその方が天皇になられた場合に、国民の感情として、これは天皇として、国民の象徴として支持できるというふうに国民が思うかどうか。これが第1でございます。

それから、皇族の養子制度につきましては、やはり御養子になられる旧皇族の御意思もさることながら、皇室の方での受け入れということが果たしてできるかどうか。また、そういう人を養子にしたときに、先ほどと同じように、養子として迎えるのがいいのか、あるいは女性天皇の相手方として、お婿さんとして迎えるのがいいかは別としまして、そういう言わばかなり国民から遠ざかっていた方々を今の段階で復帰させて、国民感情というのはそれをどのように受け入れるであろうかということがございます。

制度としてはもちろん改正は可能だと私は思いますが、その点は先生はどのようにお考えでございましょうか。

○大原教授 時間が限られていますから簡単に申し上げます。まず大前提は、女系という

前代未聞の制度を採用することに対するものすごい大きな危惧というものがあるわけです。それが前提であります。ゆえに、男系を維持するために旧皇族復帰だとか養子制度とかになれば、今おっしゃられたような御懸念とかはよくわかりますが、こちらの方が相対的に危険が少ないであろうというのが第1点です。

それから、これは私自身のまだ個人的な思いつきになるかもしれませんが、要するに、旧皇族が復帰されてそのまま天皇につかれるということよりも、例えば廃絶する可能性がある宮家を継がれる場合もあれば、あるいは旧宮家の名前で復帰されることもある。これらの場合、新たにお妃ももらえるわけですから、そこに男子が生まれる可能性もありますので、その方が皇位継承の候補者になることもあり得れば、今、女性皇族がいらっしゃるところにいわゆる婿養子の形で入られて、そこで男子がお生まれになるならば、これはすべて男系に属するわけでございます。

そういういろいろなバリエーションがあります。現実にとどの程度の可能性があるかどうかという問題はもちろんおっしゃるとおりでございますけれども、そのように考えていきますならば、今日の世論は女系の天皇ということの重大性にあまり気付かずに女性天皇でもいいのではないかと簡単に考えているようですが、一部かもしれませんが、皇室の権威そのものも否定するような論が一方で出ているということもある。これは杞憂のことではない。そういったようなことから、私はこのような説を申し上げているわけでございます。

ただし、すべての手段を尽くした後にもどうしてもという時になって来れば、その時には国民が叡智を出せば、私は落ち着くところに落ち着くだらうと思います。しかし、今の時点で軽々にそのような結論を出すのはいかながなものであろうかということでもあります。

その意味で、この会議の先生方をお願いしたいのは、時間をかけて慎重にこうした点までも御配慮して検討していただければと思うところでございます。

○園部委員 どうもありがとうございました。

○吉川座長 どうもありがとうございました。

大変貴重な御意見、また一貫したお話で大変勉強になりました。本当にありがとうございました。

(大原國學院大学教授退室)

(高橋静岡福祉大学教授入室)

○吉川座長 それでは、御紹介します。次は、静岡福祉大学教授の高橋紘先生、御専門は現代史であります。

それでは、高橋先生、よろしくお願ひいたします。

○高橋教授 高橋紘でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は今から 30 年ほど前に、共同通信の社会部の記者といたしまして、宮内庁を担当しました。ちょうど昭和天皇の御在位 50 年、あるいは御訪米のときでございます。そのときは 2 年半ぐらいしかいかなかったんですけども、それからずっと皇室問題についてウォッチしておりまして、その取材の経験、それらを踏まえまして、私なりに考えている皇位継承のお話をさせていただきたいと思ひます。

まず、戦後の皇室典範の改正のときの論議でございますけれども、あの論議を拝見いたしますと、どうも私は初めから皇位継承については男系男子という原則を変えないでいこうと、変えようとする気持ちは余りなかったのではないかという気がします。それで現在の皇室典範に至っているわけですけども、皇位継承に関しましては、庶子、非嫡出子の継承は削除されました。それ以外は大体以前のとおりということであります。

現行では男系男子に限るということでございますから、このままでは将来的には皇位継承者もいなくなり、それから皇族の女子は結婚したら宮家を去る、皇族の身分を去るということでございますし、養子も取ってはいけないというような規定でございますから、このままでいきますと皇位を継ぐ人がいなくなるばかりではなくて、宮家もなくなるということで、典範を改正しなければ天皇の制度自体が行き詰るといふ、大変難しい問題になると思ひます。

今日は、皇位継承の在り方について意見を求められているわけですけども、私はこの問題は象徴天皇にふさわしいもの、象徴天皇の皇位継承はどうあれば良いのかということについて考えてみたいと思ひます。

ご承知のように、現在の憲法ですけども、1946 年の 2 月だったと思ひますが、日本側の憲法草案を連合国側に示しました。しかし、日本側の憲法草案は受け入れられないということで、連合国側が草案を示してきた。そこに天皇はシンボルであるというふうを書いてあったわけです。当時の関係者は、天皇はシンボルとは何だということになって、いろいろ議論になったわけでございますが、実はこの天皇がシンボルだという話は、日本の伝統的な考え方であります。

例えば、歴史学者の津田左右吉とか、あるいは国体を研究していた里見岸雄とか、ある

いは和辻哲郎とか、そういった人たちは、みんな日本の天皇というのは、日本民族の統合の象徴であるというような表現を用いておられます。

それから、戦前のことでありますけれども、有名な新渡戸稲造とか、あるいは戦後、吉田内閣の国務大臣をやっておられた植原悦二郎という人、この人はイギリス、あるいは米国に留学されていて、この人たちが 1910 年代、あるいは 1920 年代ごろから英文の論文で、天皇は民族統合の象徴であるというようなことを書いた。それをアメリカの日本研究者たちは読んでいたということです。

その日本研究者の考え方が、そのまま連合側側の憲法草案に反映されたかというところの確信はまだ私はないんですけれども、米国のジャパノロジストたちは、そういうことを知っていて、それが通奏低音のようになって現在の憲法に伝わったのかなという気がいたします。

従いまして、この象徴天皇という考え方は、憲法そのものは押し付け憲法というふうに言われたりしておりますが、考え方として決してアメリカ側から来たものではないんだというふうに理解しております。

それでは、一体象徴天皇とは何か、どんなようなものかというようなお話でございますが、一番わかりやすいのが、1990 年の 11 月 12 日の今の陛下の即位礼のお言葉に出ているのではないかと思います。

ちょっと長くなりますけれども読んでみます。

「このときに当たり、改めて、御父昭和天皇の六十余年にわたる御在位の間、いかなるときも、国民と苦楽を共にされた御心を心として、常に国民の幸福を願いつつ、日本国憲法を遵守し、日本国及び日本国民統合の象徴としてのつとめを果たすことを誓い、国民の叡智とたゆみない努力によって、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の友好と平和、人類の福祉と繁栄に寄与することを切に希望いたします」というふうに書いてあります。

このお言葉の中に、私は象徴天皇のキーワードが隠されているのではないかと。また、このお言葉を作るに当たりまして、天皇陛下、あるいは側近の人たちが相談をして、それでは今度の即位礼にはこんなお言葉でどうだというふうな話をしてできたのではないだろうかという気がいたします。陛下は歴代天皇のご事績というようなものをずっと研究され、あるいは学ばれてきた。テキストはたくさんあります。例えば『禁秘御抄』とか『誠太子書』と言いますから、皇太子を戒める本とか、歴代の天皇の宸翰とか、そういったものに天皇が常日頃気に留めておくことなどが書かれている。また、歴代天皇のご事績を見ますと、国民のことを案じている姿などいろんなエピソードもあります。

そういったものを学ばれて、また、歴代天皇のそういった話。それが自然に天皇家の家憲となって、それを現代風に訳されたものがこのお言葉ではないかと、私なりに解釈しております。

キーワードは、国民と苦楽をともにするとか、あるいは国民の幸福を願うとか、福祉とか、平和とか、こういったものがずっと歴代の天皇が願ってこられた。それが象徴天皇の形ではないかと思うわけです。

その中で、「国民と苦楽をともにされた昭和天皇の御心を心とする」というくだりがありますけれども、昭和天皇も今の陛下もいつも言っておられたのは、「国民とともに」ということでございます。私は皇位継承について考えるときに、国民とともに、つまり国民に広く支持されているものであるかどうか。これが基本ではないかという気がいたします。

皇位継承につきましては、まず従来からの男系男子をどうするか。あるいは皇族女子が皇位につく問題、つまり女性天皇を認めるかどうかという問題があります。

次に、皇位の継承順はどうなのか、そして3番目に、それに伴って宮家の範囲、構成、これがどういうふうになるのかという問題です。結論を先に申し上げますと、私は女性天皇を容認して、皇位継承順位は長子優先、つまり第一子優先ということがいいのではないかと思います。

なぜ、現在の男系男子を否定するのかという問題でございます。これまでの皇室の伝統と言いますか、皇位継承の伝統を守ろうという立場の方々なのですが、この人たちは1947年に皇籍を離脱した11宮家の末裔の方々を天皇、あるいは皇太子、ほかの皇族との養子にするとか、あるいは女子の皇族が宮家を立てて、そこでその方々と結婚するとかというふうにすれば、男系男子の血は守られる、と主張されています。男系男子による継承は千数百年も続いているのだから、急に変えるべきではないというようなお考えをお持ちのようです。私も伝統は大事にしなければならないと重々存じております。しかし、11宮家の皇籍離脱の理由はきちんとあるわけです。有識者会議の資料を拝見いたしますと、そのような勉強もされたようでもありますけれども、現在の天皇家から終戦当時既に550年前に分かれた宮家、伏見宮家一統の方々なのです。

昔、宮内庁を取材しておりました話を聞いたのですけれども、その11宮家の中に香淳皇后のお里の久邇宮家はどうか、あるいはご長女の照宮様が嫁がれた東久邇宮家はどうか、または昭和天皇の叔母様方、北白川宮家、竹田宮家など、そういった方々をどうするのかというような議論もあったということです。しかし、それほど大きな議論にはならなかった。なぜか。要するに天皇家と遠い血、親等がずっと離れているという問題。

この冷厳な事実が基準とされたということです。もちろん、過去の例として、継体天皇とか何人かの天皇は、そういった遠系から即位されたという例はありますけれども、皇籍を離脱いたしまして、もう既に六十年近く経っているという方を、男系男子を存続させるために、わざわざ養子にお迎えするということが、果たして現在の国民感情に合うのかどうかという気がします。

また、そこまでして象徴天皇を男系男子にしなければいけないのかという反発は出ないか、とも思います。

女性天皇でもよろしい、女性天皇でも可というのは、今年3月の日本世論調査会での調査を見ますと、81.3%がよろしいと言っているわけです。私は決して世論を援軍にして女性天皇を主張するというわけではありません。ありませんけれども、この数字はやはり意識しなければいけない問題だと思います。

仮にここで男系男子ということになりますと、一般の国民の中には直系に愛子様という内親王様がおられるのに、どうしてだめなんだと。女性天皇でもよいと多くの人が言っているのではないかという議論にもなりますし、それから男子に固執する余りに、象徴天皇に反感を抱かないか、むしろ足を引っ張ることになるのではないかという懸念さえいたします。国民とともにという考え方に合わないのではないか。これが、女性天皇を可とする論拠のうちの1つでございます。

次に長子相続の点でありますけれども、5月11日の会議では、皇位継承ルールの典型例として5例示されたようであります。全部みるのは時間がかかりますから、最初は男系男子の問題ですね。次に私がいいという長子優先、それ以外の3、4、5ですけれども、なかなかわかりにくくて、一言で申せば、男子優先で女子でもよろしいというような説だと思います。

長子優先の方が、極めてわかりやすい、シンプルな継承順位であると思います。男女を問わないで、直系に最初に生まれたお子さんが天皇になるんだということ。現在の皇室典範も明治の皇室典範もそうですけれども、直系、それから長系、それから最近親というのが原則になっていますけれども、長子優先はそのとおりでございます。

天皇あるいは皇太子に子どもが生まれたその瞬間から、国民全体が、次の天皇はこの方だと、男のお子さん、女のお子さん関係なしに将来の天皇はこの方だというような、そういう親近感がやはり一番大事なんではないかと思います。それが男子優先のようなことになりますと、いつまでたってもなかなか決まらないということも考えられます。

最初のお子さんですと、御両親にしても、あるいは側近の方にしても、子育てする心構

えと言いますか、帝王学というのではなくてお躰と言いますか、そういったものに対してもお考えができればと思うのです。今の天皇陛下が皇太子時代にこう申されたことがあります。上の方は自由に、下の方は窮屈に、そういった方針で育てるつもりである。上の方という方は、今の皇太子殿下です。下の方というのは、秋篠宮様です。上の方は自由にというのは、将来天皇になるから、若いうちは自由に育てようというお考え。秋篠宮様は、将来天皇よりもいづらか行動も自由な皇族だから、若いうちは厳しく育てようということではないかと思えます。

それから、紀宮様にしても、結婚するまでは皇族だから、皇族としての育て方をしよう、しかし、結婚すると民間に出るから、その両方のことを考えてということをおっしゃいます。

それから、早くして亡くなられた高円宮様ですけれども、この方の口ぐせは面白くて、「私は皇位継承第7番目です。非常に自由な立場にあるので、私の仕事というのは、国民と皇室を結び付けることなんです」といつも言っておられました。そのとおり働かれて、ちょっと働き過ぎだったかなと思えますが、ああいう不幸な痛ましいことになり誠に残念なのですが、とにかく殿下はそういうふうにおっしゃいました。つまりこれは皇位が早くからきちんとは固定ということではないかと思えます。

3番目以下の男子優先、それで男子がなければ女子も可というような問題ですけれども、これは最初に男のお子さん、親王さまが生まれれば問題ない。さっきの話で、今度はこの方だ、よかったなということになるんですけれども、しかしいつまでたっても男のお子さんに恵まれないということだってあります。終戦直後の皇室典範の論議の中で、幣原喜重郎という大臣が、女性天皇という問題についても、今の状態を見るとそんなことを議論しなくてもいいのではないか、というような意味のことを言っておられます。今の状態というのは、今の陛下と常陸宮様と寛仁親王と3人男のお子さんがおられる。だから、これは将来的には大丈夫だと思われたんだと思えますが、この40年来男子が生まれなくて、ずっと女子皇族だけということをお考えすると、必ずしもこの男子優先、女子も可というのは、非常にうまく回るシステムではないのではないかというような気がいたします。

この問題は、もう一つは前回の資料に入っておりましたけれども、非常にわかりにくいと言いますか、金森さんという憲法担当大臣も、当時順位を決めるのにちょっと難しいところがあるというようなことを言っておられます。そういう点があります。やはり直系の最近親の方が一番わかりやすいというのが私の意見でございます。

それから、何故こう男子にこだわるのかという問題であります。よく言われるのが、女

性の天皇になると、妊娠とか出産とか子育てがあつて大変だ。非常に負担が大きいという意見がありますが、しかし、現在の憲法は、第6条、第7条で、国事行為はきちっと決まっている。しかも天皇は政治には関与しないということです。その国事行為も儀礼的な内容になっているということになりますと、それほど負担が多いとは思いません。

それから、1964年に昭和天皇の外遊なども視野に入れて出来た国事行為の臨時代行に関する法律があります。今の陛下が前立腺がんで入院されたときも適用されました。

それからこんな例もあります。1987年9月22日に、昭和天皇が入院して手術をされました。そのときに、皇太子殿下、今の陛下に国事行為を託された。ところが、その陛下も皇后様と一緒に10月3日にアメリカに行かれた。そうすると、今度は当時皇孫だった浩宮様に代行を任せるということがありました。ですから、国事行為の問題は代行法で解決がつきます。

それから、公的行為と言われるものの中に、国内のご視察、あるいは皇室外交があります。これは非常に負担になるので大変だと言われておりますが確かにその通りでございます。昭和天皇のときもそうでしたが、もともと天皇・皇后は共働きでございまして、一緒に外国に行かれたり、あるいは国体や植樹祭にお出になつたりしておられます。それで、宮内庁はそれに備えて、お子さんが小さくても、看護婦とか、侍医とかを付けて、お守りしております。ご負担はございまして、いつもお揃いで国民に接しておられるのです。

宮中祭祀の問題ですけれども、最も重い祭祀と言われるのは、ご承知のとおり新嘗祭、宮中では新嘗祭（しんじょうさい）と言っておりますけれども、その新嘗祭です。即位後初めて行われるのが大嘗祭であります。その大嘗祭の祭儀が固まったのは、宮内庁の皇統譜で数えますと、40代の天武天皇からというふうに言われております。その皇后が持統天皇でございまして、持統天皇は大嘗祭をとり行っています。もちろん、途中で中断したときがありますから、そのときにかかった方はされないでしょう。最後の女性天皇になったのは後桜町天皇です。最近、神道宗教学会の会報を見ておりましたら、この方はきちんと祭服を着けて、正式に大嘗祭を親祭されたということが書いてございました。また天皇が病気、あるいは都合の悪いときは、宮中祭祀を司る掌典長が代拝されるということでありまして、こういったことを考えますと、特に宮中の祭祀についても問題はないのではないかと思います。

次に宮家の範囲の問題ですけれども、宮家の将来の後継者は女子ばかりですから、これは12条を改正して、結婚に際して現在の皇族男子がやっているように宮家を立てるということも必要でしょうし、存続させるためには9条を改正して養子をとるようにしなければ

いけないと思います。ただ現在の永世皇族制の問題ですけれども、これはある程度、11条だけではなくて、ある程度具体的に何世まで皇族とするといったことなどを決めた方がいいのではないかという気がいたします。

時間がございますので、はしよりますけれども、私は千数百年の歴史、あるいは伝統のある天皇制度は儀式や行事、あるいは皇位継承の在り方、そういったものは各時代、時代において、やむを得ず中断したり、あるいは手直しをしたりして現在に至ってきた。それぞれ時代の知恵を出し合って乗り越えてきて、その結果現在まで続いてきたんだと思います。

大嘗祭でも、皇室が式微の極みであった220年間中断しておりますし、伊勢の神宮の遷宮も130年ほど中断しております。しかし、現在こうやって永々と続いてきているというのは、日本国民が象徴天皇というものをよく理解して、それから天皇も国民のためによく考えてこられたから続いてきたのではないかと思います。中断して、それがまた復活したという例もございますし、新しい例を開かれたというのもございます。例えば、1959年の、今の天皇陛下と皇后陛下の御結婚。民間から皇后陛下が上げられたわけですけれども、ずっとそれまでの皇太子、あるいは天皇の後というのは、皇族か、あるいは特に定められた華族から選ばれるというふうになっていました。旧典範の39条でそういうふうに決まっております、ご承知のように香淳皇后は久邇宮家から出ておられますし、大正天皇は九条家から、その前は一条家からというふうに、五摂家、あるいは清華家からずっと出ている。それが明治になって成文化されたものでしょう。

それを今の陛下の代で変更しまして、39条違反とでも申せましょうか、民間からお后を迎えられた。その結果はどうだったか、それはもう申すまでもないことであります。

宮中祭祀に関しましても、いろんな変化がある。それから、大嘗祭、遷宮、そういったものの中断はあった。しかし、それがずっと現在でも続いているということは、やはり象徴天皇が支持されて国民統合の中心におられるからだだと思います。

何故がんじがらめに男系男子、あるいは男子優先ということを行う理由は、私はよくわかりません。象徴天皇というものはもっと間口が広くて、しなやかな制度ではないかと思えます。それが国民ととともにある象徴天皇を現在、83%という国民が支持している理由ではないかと思えます。

十分意は尽くせませんでしたけれども、象徴天皇の在り方を考えますと、私は女性天皇がよろしい。皇位継承順は長子、第一子がよろしいというのは、以上述べたことに準拠しているわけがございます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○吉川座長 どうもありがとうございました。

何か御質問ございますか。どうぞ。

○園部委員 園部でございます。今日はどうもありがとうございました。長子優先について、目先の問題としては、長子優先というのはよくわかるんです。ただし、これはある程度安定した皇室典範に改正していくとなると、まだ何代も先があるわけでございますけれども、その場合に男のお子さんがたくさんできて、女性が1人、2人であるというような状況の下でも長子である女性を天皇にすることが、国民感情に合いますでしょうか。

○高橋教授 それは、先生のお考えもちょっと入っているような気もいたしますけれども、私是一向にそれは構わないと思います。よく言われるのは、民間でも最初に長女が生まれて、その次に男の子が生まれると、長女に婿を取って、その婿に家督を継がせるかということをおっしゃるけれども、いったん長子ということを決めれば、それこそ安定したやり方ではないかという気がいたします。

○園部委員 どうもありがとうございました。

○吉川座長 ほかにございませんか。

それでは、大変貴重なお話ありがとうございました。

(高橋静岡福祉大学教授退室)

(八木秀次高崎経済大学助教授 入室)

○吉川座長 それでは、御紹介します。

高崎経済大学助教授の八木秀次先生です。御専門は憲法学です。

それでは、先生、よろしく申し上げます。

○八木助教授 御紹介いただきました八木でございます。

レジュメに従いまして、話を進めてまいりたいと存じます。

当有識者会議では、今後は男女平等論に立った議論はしないということを確認されたようでございますので、その点については、ここでは触れません。

それ以外の論点として、まず、皇位継承に関する重要論点といたしまして、7点ほど挙げさせていただいております。

大原康男先生の資料を拝見いたしました。一部重複するところもございますが、私なりの立場で報告をさせていただきたいと存じます。

まず「①『万世一系』とされる『皇統』は一貫して『男系』による継承である」。

「② 過去8人10代の女性天皇はいずれも『男系の女子』である」ということで、これらの女性天皇がいらっしゃるということでございます。

この女性天皇は、2つの類型に分かれるということでございますが、皇后もしくは皇后に準ずる地位であられたが、御夫君が崩御されましたので即位をされたという例。

次に、配偶者なしで生涯独身であるという例。この2つのタイプがございます。「③ 女性天皇は本命の『男系の男子』が成長するまでの『中継ぎ役』であった」。

女性天皇の職務自体が中継ぎ役であったかどうかについては議論があるところがございますが、少なくとも皇位継承に関しては中継ぎ役であったことは確かでございます。

④、ここは少し言葉足らずでございますので補ってまいりたいと思いますが、女性天皇が即位後に男系の男子以外と結婚され、その間にお生まれなったお子様が天皇になられた例はないということでございます。

「⑤ 女性天皇のお産みになったお子様が皇位に就かれれば、皇統が『女系』に移ることになる」。このことによって、万世一系という原理を壊す。したがって、これまで女系天皇は存在しない。

以上まとめますと「女性は『皇位』の継承者にはなり得ても、『皇統』の継承者たり得ない」。すなわち、天皇の位には就けるけれども、その後、血はつながっていかないということが、皇統すなわち歴代天皇の系図を見ますと確認できます。

このように皇統が一貫して男系で継承されているということについて、一部で異論が提

出されております。

すなわち、皇統は男系女系の双系主義という見解でございます。その際に根拠とされるものが『養老令』の「凡皇兄弟皇子、皆為親王。女帝子亦同」という規定でございます。

しかしながら、ここで言う女帝の子は、具体的に想定された人物がおります。すなわち、第35代皇極天皇の前夫、高向王との間の皇子、漢皇子のことでありまして、後に母宮が高向王の没後、舒明天皇の皇后になり、舒明天皇崩御後、皇極天皇として即位したので、そのお子さんであります漢皇子は女帝の子、すなわち皇極天皇の子どもではありませんけれども、もともと男系の男子でありますので親王ということになります。したがって、この規定は双系主義の根拠になり得ません。

この点、江戸時代から河村秀根、小中村清矩、池辺義象ら国学者、国文学者が繰り返し指摘しているところでございます。

「⑥ 過去にも天皇の近親に直系の男子（庶系を含む）が恵まれず、皇統断絶の危機があった。その際、皇統が『女系』に移ることは厳しく排除し、男系の『傍系』」すなわち遠縁から皇位継承者を得ております。

これまで、男系継承を維持するために、歴史を振り返ってみますと、2つの安全装置が設けられていたように思われます。

1つは庶系継承、すなわち正妃、皇后、皇太子妃から生まれた皇子でなくても、側室から生まれた皇子にも皇位継承権を認めるということでございます。歴代天皇の約六十代は庶系の出身でございます。

2) といたしまして「傍系継承」というものがございます。この点、後ほど詳しく触れます。

「⑦ 皇統は単純な『直系』による継承ではなく、あくまで『男系』による継承である」ということが確認できます。

2. といたしまして、傍系継承に関することですが「過去の皇統断絶危機の際、男系の『傍系』から皇位に就かれた例」として3例ございます。

それぞれ系図で確認していただきたいと思いますが、既に先生方には御承知のことと思われまので、この系図の確認は省略させていただきたいと存じます。

第1例として、第26代の継体天皇は、先代の武烈天皇とは10親等の隔たりがございます。第102代の後花園天皇は、先代の称光天皇とは8親等の隔りがある。

第119代光格天皇は、先代の後桃園天皇と7親等の隔りがございます。

いずれも大変な遠縁であります。一般人の感覚から見れば、ほぼ他人と申し上げてよい

という間柄になるかと思えます。

レジュメの2ページ目をごらんいただきますと、この3例の中で、特に注目したいのは光格天皇でございます。

光格天皇は今上天皇の直系の御祖先に当たります。光格天皇から今上天皇まで、このように結ばれております。

光格天皇は、閑院宮家の第6男としてお生まれになりました。この閑院宮家ですが、新井白石の進言によって創設されたものです。当時3宮家ございましたが、新井白石は徳川将軍家のお世継ぎ問題を考えまして、将軍家でもなかなか世継ぎの問題は難しい。そこで、御三卿という分家を設けている。

同じく皇室、朝廷もお世継ぎ問題、なかなか難しかろうということで、閑院宮家の創設を進言いたしました。

新井白石の進言から70年経って光格天皇が出ております。もし、このとき新井白石がこのような進言をしなかったならば、光格天皇という御存在はおられませんし、それを考えますと、明治天皇も大正天皇も昭和天皇も今上天皇もいっしょにいないということであります。

このように、今上天皇の直接の御祖先に当たる光格天皇が傍系の御出身であるという点は、非常に興味深いかと存じます。

光格天皇は、先代の後桃園天皇が21歳で崩御された後に、先代の猶子、すなわち身内の養子という形で迎えられております。ただし、手続としては、生前養子という形を取りました。

光格天皇の皇后は、先代の皇女、欣子内親王でございます。これは継体天皇の皇后の例にも見られることでありますが、傍系と直系との血を近づける工夫がここにあります。

光格天皇であります。近年、研究が随分進んでいるようでございまして、近代天皇制度の基礎を築いた立派な天皇であるという評価がなされております。

そして、傍系出身であったがゆえに、また生母が、言わば当時としては非常に身分の低い方であったということもございまして、周りの公家から軽く扱われたということが言われております。

しかしながら、それゆえに天皇らしく意識的になされたということでございまして、この点を考えますと、帝王学というものが、果たして幼いころから必要なかどうかということについては、いささか留保が必要ではないかと思われます。

図らずも途中から天皇になられたがゆえに意識をされた。それで立派な天皇となられた

ということもあるわけでございます。

それから、傍系ではございませんが、遠縁から皇位を継承した例といたしまして、2例確認できます。

1つは、第49代光仁天皇、先代と8親等の隔たりがございます。そして、何より南北朝の合一というものを説明しようとするならば、遠縁・傍系から皇位が継承されるということを説明しないでは、この南北朝の合一が整合的に説明できないのではないかと存じます。

第100代の後小松天皇は、先代の後亀山天皇とは11親等の隔たりがございます。ほぼ他人でございます。

こういったことを見ますと、皇統という概念はその時々、これは言葉が適切ではございませんが、なかなかぴたりくる言葉がございませんので、ロイヤルファミリーという言葉を使いますが、ロイヤルファミリーの独占物ではないということが確認できます。もっと広い概念ではないかということです。

ロイヤルファミリーの男系の血筋が途絶えれば、さかのぼって別系統の男系の血筋から次の皇位継承者を得ているということでございます。

孫娘がかわいいからといって、孫娘に皇位を継承させ、更にはその子どもへということ、これまでの歴史の中にはございません。男系継承はアクロバティックなまでのものがあります。

これは論点7の再確認でございますが、皇統は単純な直系による継承ではなく、あくまでも男系による継承であるということをここで確認しておきたいと思えます。

3といたしまして、それではなぜ男系継承を行ってきたのか。そして、ここからは私の主張も交えますが、私は可能な限り男系継承を行っていくべきだという立場でございます。なぜ、男系継承を続けていくべきなのかということについてもここで申し述べさせていただきます。

1つの理由は、125代一貫して男系継承であった事実の重みでございます。これまで一度の例外もなく、一貫して男系で継承されてきた。そのこと自体、もはや確立した原理というべきではないかと思えます。苦勞に苦勞を重ねながら男系で継承をしてきたということでございます。これを現代人の判断で簡単に変えていいものかという疑問が生じます。

2番目といたしまして、これも理由として果たして適切なものかどうかは、私はいささか自信がございませんが、遺伝学の見地からも説明が可能だということが指摘されております。私は素人ながらこのようなことを以前から申してまいりましたが、最近になりまして、生物学者の中から、あなたの言っていることは全く正しいという意見をいただくようにな

っております。

すなわち、仮に神武天皇を初代といたしますと、初代の性染色体、男の場合XとYのうちのY、Y1は男系男子でなければ継承できません。生物学者の中に、その点を「Y染色体の刻印」というふうに表現なさっている方もおられます。

男系男子であれば、遠縁であっても同じY1を確実に継承しているということが、お配りをした資料の、遺伝の系図で確認ができます。確認している時間がございませんので、それは後ほどただただいただければと存じます。

もちろん、我々の祖先は遺伝学の知識はありません。しかしながら、農耕民族としての経験から「種」さえ確実なものであれば、血は継承できると考えていたのではないかと、このように思うわけでありませぬ。

次に4. といたしまして「女帝容認論者の深謀遠慮」と書きましたが、正確に表現いたしますと、天皇制廃絶論者の深謀遠慮と言ってよろしいかと存じます。

我が国には、一定の割合で天皇制廃絶論者が存在いたします。彼らが最近になって女性天皇、そして女系天皇の容認というところに傾いているということが確認できます。

そのことの背景にあるものは何なのかということでありまして、そのあたりをはっきり書いてくださったのが奥平康弘氏の以下の論文の文章でございます。

読んでいる時間もございませんので、内容だけ確認させていただきますと、女帝容認策、この女帝を容認した際に、このことによって女系天皇が誕生すると。そうなった暁に「天皇制のそもそもの正当性根拠であるところの『萬世一系』イデオロギーを内において浸蝕する因子を含んでいる」という指摘がございます。

3ページ目をごらんいただきますと、そのような女系天皇が誕生した場合に「『萬世一系』から外れた制度を容認する施策は、いかなる『伝統的』根拠も持ち得ない」と指摘しています。優れて伝統的な存在である天皇という存在を伝統が支えられなくなるということでございます。「『女帝』容認論者は、こうして『伝統』に反し『萬世一系』イデオロギーと外れたところで、かく新装なった天皇制を、従来とまったく違うやり方で正当化して見せなければならないのである」という指摘がございます。

女系天皇が誕生した際には、天皇としての歴史的正当性の問題が浮上するという指摘があります。女系は皇統か、女系天皇は天皇たり得るのかという指摘でございます。

このことで天皇としての正当性の根拠を疑わせることによって、天皇制廃絶への第一歩となるというのが、ここでの奥平氏の指摘であります。

もちろん、奥平氏は、だから女性天皇、女系天皇をやめなさいということではなくて、

だから進めなさいということでございます。

要は歴史上確立した原理である男系継承を今後も続けるのか、これまで例のない未踏の女系継承への道を開くのかということでもあります。この2つの選択肢が提示されているということでございます。

それでは、男系継承の道はふさがれているのかということでございますが、この点、十分その検討をする必要があるかと存じます。

ここで、私の考えであります、昭和22年10月に臣籍降下した旧11宮家に注目が集まらざるを得ないと存じます。

旧11宮家であり、男系の血筋を持っている方々であります。もちろん、民間の中にも男系の血筋を持っている人々が大勢おります。私もあるいはここにお集まりの先生方にもそういう血が何らかの形で継承されているかもしれません。しかし確実に神武天皇以来の男系の血筋が継承されているということが確認できるのは、この旧宮家だけあります。そこで、3案ほど示してみました。

旧宮家の男系男子が皇籍に戻る、宮家復活案ということでございます。臣籍降下後、皇籍復帰の例は過去に多数あります。下の参考というところをごらんいただきたいと思いますが、(1)から(5)までのパターンがございます。

一般に臣籍降下後、皇籍に復帰した例として専ら取り上げられるのは、第59代の宇多天皇でございますが、それ以外にも多くの例があるということが『皇室制度史料』の中で確認できます。こちらの事務局がお作りになったものだと思いますが、そこにこれらの例が出ておりませんので、あえてこれをここで提示させていただきたいと存じます。中でも注目すべきは、(4)の「皇孫以下が復帰した例」といたしまして、その中の②の忠房親王でございます。

この方は、父も臣籍、臣下の子として皇籍に復帰した唯一の例でございます。先例として注目に値すると思います。

第1案にもう一度戻っていただきますと、旧11宮家は、現在、7家が存続し、5家に次世代の男系男子がいらっしゃるということが『文藝春秋』の今年の3月号で確認されております。

ただ、この文春の調査も直系を重視した調査でありますので、さらにほかにも男系の男子がいらっしゃると思われれます。

その中から、御本人の意思を尊重しつつ、これは多ければ多いほど私はいいと思いますけれども、3人から7人が復帰をなさるといふ案はいかがでしょうかということでございます。

第2案は、皇族の養子を認め、その際には、皇室典範第9条の改正の必要がありますが、旧宮家の男系男子を皇族とする。養子による宮家存続案ということでもあります。できればここに内親王・女王が妃殿下として嫁がれることが望ましいと存じます。傍系と直系との血を近づける措置であります。

第3案は、過去には例はありませんので、できれば私はこれを避けたいと思っておりますけれども、女性宮家を立てる。ただし、内親王・女王が旧宮家の男系男子と婚姻された場合に限るとするということでございます。

4枚目をごらんいただきますと、このようにいずれにしても旧宮家の男系男子を活用した形での男系継承という道を探ってみたわけではありますが、旧宮家の復活は時代錯誤であるという指摘もございまして。臣籍降下から約六十年経っているということではありますが、この60年を長いと見るか、短いと見るかは主観的なことだと思っております。皇統の歴史から見れば、60年は短いとも言えます。

それに遠縁ではありますが、昭和22年10月まで皇族として存続されました。しかも世襲親王家として存続をしたわけです。

更に、皇籍離脱は占領下の特別の事情によるものです。そして、現在もさまざまな名誉職をなさっています。

それから、現在の皇室とは「菊栄親睦会」として交流もあります。

このように宮家を復活するということが、このことによって皇族方の御公務の軽減に一役買えるのではないかと。

そして、何より、皇太子妃殿下のお世継ぎ御出産の御負担も軽減できるのではないかと存じます。

また、財政負担の問題を指摘する向きもありますが、1宮家維持に必要な経費は年間5,000万であります。3宮家から7宮家といたしましても、大した金額ではございません。

結論でございますが、我々が今行うべきことといたしまして、実は皇位継承はそれほど差し迫った問題ではありません。皇太子殿下も秋篠宮殿下もまだお若くございまして。恐らく20年後か30年後に本格的になります。

であれば、今、行うべきは女性に皇位継承権を認めたり、皇位継承順位を付けることではありません。概して4つの案が示されたようではありますが、どなたを皇位継承順位の上位に持っていくのかということにおいて、混乱や内紛が生じる懸念があります。

今、必要なのは、将来の皇位継承に備えて皇位継承の基盤を充実させることではないかと存じます。すなわち、神武天皇以来の男系の血筋を引いた宮家の数を増やしておくこと

ということであります。このままでは皇族自体が絶滅いたします。

そこで、新井白石の事績に学ぶ必要があると存じます。「『平成の新井白石』出でよ！」ということでございます。帝王学の問題は先ほど触れました。

要は優先順位の問題ではないかと思えます。男系継承の道をはたして探っているのかということでございます。また、男系継承の道は本当にふさがれているのかということでもあります。女性天皇、女系天皇の容認はその後でも十分ではないかと存じます。

「一系の天子」というものは、日本のかけがえのない文化であります。それを維持するのか、変えるのかという選択を迫られております。

しかしながら、問題は建国以来の国柄の変更にもつながります。前人未到の領域に足を踏み入れることにもなります。「荊の道の始まり」との指摘もあります。有識者会議の先生方の責任は極めて重いと言えます。それだけの覚悟がおありになるかどうかということでございます。慎重にも慎重を期すべきことをお願いいたしまして、私の意見陳述とさせていただきます。

なお、詳細は『本当に女帝を認めていいのか』（洋泉社新書 y）という本を来週出版いたしますので、それを参照いただければと存じます。

ありがとうございました。

○吉川座長 どうもありがとうございました。それでは、何か御質問がございますでしょうか。

○園部委員 園部ですが、今日は大変貴重なお話を直接お聞きできてありがたく思います。短い時間で簡単に一言二言だけ申しますが、男系継承を護持するための具体的方策として1案から3案、これは既に私どもは拝見してよく存じ上げております。

ただ、これは言わば選択といいますか、チョイスがこの中にどうしても入ってくる。望ましいということが入ってくる。理念としては望ましいし、ある程度の選択の余地があるという前提なんです。皇室典範を改正して、このような選択をする、あるいは望ましいことを実現するためには、ある程度の強制的な措置が必要なんです。具体的にはどういう形でだれがこの選択をして、あるいは典範の規定としてどういうものを置けばいいのか、その点の何かお考えがございますか。

○八木助教授 第1案につきましては、典範の何か所かの改正が必要かと思えますが、第2案については第9条の改正、第3案については第15条の改正で済むかと存じます。私といたしましては、実はここに優先順位が既にございまして、第1案は実際には難しいのではないかと思います。一番ソフトランディングできる案は第2案ではないかと思います。

それは、このまま放って置きますと、宮家自体が存続いたしません。すべて廃絶されることとなります。今の宮家のサイズ、数でやはり残していくということが象徴天皇制度を憲法上維持しているということから考えても必要なことではないかと思います。

その際に、やはり旧宮家の男系の男子の方にお役に立っていただくということが一番国民としても受け入れやすいのではないかなと考えております。

○園部委員 旧宮家には何人か適格者がいるとして、それを例えば皇室会議で決めるようにということですか。

○八木助教授 そういう手続は必要かと思えます。

○吉川座長 ほかにございますか。

それでは、八木先生どうもありがとうございました。大変貴重なお話をありがとうございました。

(八木高崎経済大学助教授退室)

(横田流通経済大学教授入室)

○吉川座長 それでは、御紹介いたします。流通経済大学教授の横田耕一先生、御専門は憲法学です。

○横田教授 今日はこういう形で話す機会を与えられまして、ありがとうございました。ただ、私のスタンスからしますと、何か若干場違いな感じもしないでもありませんけれども、私が考えるところを申し上げてみたいと思います。

今日の議論といたしまして、規範論から問題にする、あるいは政策論、あるいは現状分析、それぞれの観点から申し上げられることがあると思いますけれども、レジュメの大きなⅡの部分で、規範論的な観点から申し上げてみたいと思います。Ⅲでは政策論、Ⅳでは現状分析ないし未来予測ということになりましょう。

次に、前提にしておきたい問題が幾つかありますけれども、まず憲法の規定の仕方の問題として、憲法の規定というのは、ある事柄を保障している場合、すなわち肯定している場合と、ある事柄を禁止ないし否定している場合と、どちらでもない、すなわち裁量に任されている、こういう問題がございます。この問題をなぜ問題にしたかといいますと、憲法第2条の世襲の規定をどのように解すべきかということとの関連で、その点を指摘しておきたいからです。裁量に任されるというのは、例えば外国人の地方選挙への参加。これが最高裁判所の判決では、裁量でどちらでもいいということになっているわけで、そういう問題があるということをお指摘申し上げます。

そこで、日本国憲法の天皇条項をどう理解するかということが、皇位継承問題を考える場合においても前提になります。その点で、やはり押さえておかなければいけない事柄は、世襲の象徴天皇制度というものが憲法の基本的原理からすると逸脱している、あるいは憲法原理とは矛盾しているということでございます。これは別に私が申し上げているだけの話ではなくて、憲法学界の通説であろうと思われまます。

そこで、どういうところが矛盾しているか、今日はる述べませんけれども、国民があらゆる事柄を決定していく、国民が最高の存在であるという国民主権主義、ないし民主主義というものをあいまい化する。あるいは、基本的人権尊重主義の観点からするならば、平等原則というものと矛盾する。生まれによる差別というものを認めておりまして、ある意味では、その限りで日本国憲法は差別憲法であるというようにも言えるわけです。

なぜこうなったかということは、御承知のとおり、占領下における占領軍と日本側との妥協の産物であるわけでございまして、問題はそういった問題を憲法解釈の問題として、どう処理するかということなんです。1つは、明らかに憲法基本原理と違うものが入ってきた。

だから、これを一種の憲法原理の「飛び地」といたしまして、天皇の問題について大幅に憲法原理から外してしまうという解釈態度がございます。もう1つは、やはり憲法は憲法原理が原則でございますので、憲法原理からの逸脱、例外、これを最小限度と考える、そういう解釈態度がございましょう。私は、後者の解釈態度を採っております、憲法原理からの逸脱は必要最小限度にするべきであるというように考え、解釈を行っております。

次に、天皇の条項につきまして、皆さん方にはちょっと奇異な感じがあるかも知れませんが、憲法学界には大きく「断絶説」、それと「連続説」というものがございます。「連続説」というのは、もうこれは恐らく皆さん方が当然のことと考えられておられることと思いますが、従来、天皇が日本国憲法における天皇に連続している。大幅に形を変えたけれども、天皇というものが続いているというように考える。これが「連続説」でございます。

それに対しまして、憲法規範を重視いたしますと、戦前の大日本帝国憲法の天皇、あるいはそれ以前の天皇と日本国憲法の規定する天皇とは、言葉は天皇ではあるけれども、全く別物であると、こう考えるのが「断絶説」でございます。この観点を早く打ち出されたのは、後に最高裁判所長官を務められました横田喜三郎先生でございますが、学界において一定程度この説には支持者もございまして、私はこの考え方を採用しております。これも時間がございませぬから、なぜそうかということは申しませんが、天皇の現在の地位、あるいはなぜ天皇がそういう地位にあるのか。例えば、天照大神の神勅が主権者である国民の総意に変わったこと。あるいは天皇の権能、これも根本的に変わっております。そういう意味で、この両者を別物と見るわけでございます。

さて、問題はなぜそういうことを今、問題にするかということですが、伝統、いわゆる皇室の伝統とか、そういったものをどう評価するかという事柄に関わってくるわけでございます。そこで、「断絶説」を採りました場合には、伝統というものは基本的に考慮する必要はない。横田先生の言い方を借りるならば、むしろ伝統というものは否定すべきものだということにもなるわけでございます。それに対しまして、「連続説」の場合には、一定程度これまでの天皇の伝統というものを考慮する、こういうことがなされることも許されるわけでございます。ただし、この場合においても、伝統というものを憲法規範を超えて過度に重視する、そういうことは許されないというように考えられます。

次に、皇位継承の問題を考える場合において、憲法の現在の規範について最低限度押さえておくべき点を幾つか申し上げます。今から申し上げる議論は差し当たり、先ほど言いました「連続説」、「断絶説」には関係ございません。

まず、象徴というものがありますが、これはちょっと直接関係ございませんから省略します。

2番目に、天皇は日本国民の統合の象徴であるということになっているのですが、この国民統合ということの規範的意味でございます。憲法学界の通説といたしましては、規範的には国民統合の象徴というのは、統合されている国民を表しているということであって、天皇が積極的に国民を統合するということの意味しているものではないというように理解されております。しかし、御承知のとおり、現実には象徴天皇が存在することによって、国民を統合する、そういう社会的作用を果たしているのは事実でございます。もっとも象徴天皇がどのような統合の仕方をしているかという問題は、裕仁天皇の場合と現在の明仁天皇の場合、明らかに異なっておりまして、裕仁天皇が言わば権威によって尊敬を集めていくという統合の仕方をしたのに対して、明仁天皇の場合には、親しみによって国民を何となくまとめているというような違いがあるかと思えます。

次に世襲の問題がありますが、これはまた後に申します。

次に天皇の権能の問題ですが、現在天皇が行うべき公的に認められている権能は、憲法が定めている13の国事行為に限られております。「この憲法に定める国事に関する行為のみを行う」というように憲法は規定しておりまして、13の国事行為に限定されております。

しかし、現実には天皇は国体や植樹祭へ出席したり、あるいは外国を公式訪問するなど、憲法に書いていないような、公的な行為を行っております。これを憲法学的にどう判断するかという問題がございますが、私はこれは憲法違反であるというように考えておりますが、憲法学説では、これを象徴である天皇の行為であるとか、象徴という公的立場にある天皇の公人、公の人としての行為であるというようにとらえて、合憲とする説が恐らく多数説でありましょう。いずれにせよ、天皇の行う行為は、形式的、儀礼的行為でありまして、天皇の判断が入る余地はないと言わねばなりません。

次に皇族の問題ですが、皇族というのは、法律である皇室典範が規定した皇后、皇太后、太皇太后及び皇位継承資格者とその家庭の集団を意味いたします。それだけの話でございますが、皇族には公的立場もなければ、公的権能はもちろんございません。したがって、皇族のいわゆる公務なんていうものは、憲法上存在する余地はございません。したがって、仮に女性天皇を認めた場合であっても、その夫の公務をどうするかといったようなことは、そもそも問題になり得ようはずがありません。天皇の国事行為以外の公的行為の合憲性自体が、憲法学界では争われているわけでありまして、象徴でもない皇族に公的行為があるとか、公務があるとかというのは、全くナンセンスな話でございます。

そこで、次に規範的観点から見た現在の皇位継承規定の問題でございます。

この問題は、余り実益がないかもしれません。もうこの辺りの問題は、ある意味ではクリアーされて議論が進んでいるかと思えますけれども、一応申し上げてみたいと思えます。

憲法第2条が世襲であると定めていることの射程範囲が問題になります。これは、血のつながりによって、すなわち選挙であったり、別の形で皇位が継承されるのではなくて、単に血のつながりによって皇位が継承されるという意味であって、男系であるとか、男子に限るとかという限定は世襲からは出てこないというように考えます。したがって、女性天皇や女系天皇を認めるとしても、憲法改正の必要はないと考えます。むしろ、皇室典範が男系男子に限定したことの方の合憲性が問題になるかと私は考えております。そうすると、皇室典範第1条の男系男子規定、これの合・違憲性が問題になりますが、皆さん御存じのとおり、皇室典範は国会の議決した法律でございますから、憲法と矛盾する場合には、皇室典範の当該規定は無効であるということになります。ただし、男系男子主義というのは、明らかに一般的な平等原則に反しておりますが、男女平等に反しているから憲法違反だということには、直ちにはなりません。やはり、憲法の中における天皇制度の問題との対比で考えなければいけない問題かと思えます。

そこで、違憲説というのがまずあるわけございまして、初めに申し上げておきますと、私は男系男子天皇に限定することは違憲であるという判断をしております。それはなぜかという、単純に憲法第14条の男女平等原則に違反し、性差別であるから違憲であるという説もございすけれども、私はそうではなくて、私が先に述べました憲法解釈の在り方の観点から違憲と考えております。すなわち憲法の基本原則からの例外は、最小限度であるべきだとの立場をとることは先に申し上げましたけれども、その場合、私は憲法第14条の平等原則というものは、人権に関わる規定であるとともに、国家機構の構成を支配する原則であると考えております。したがって、天皇制度の場合にも平等原則との関係が問題になって、平等原則からの例外は最小限度であるべきだと考えますけれども、女性天皇や女系天皇を認めない理由として、これまで挙げられてきた、例えば女性は政治に向いていないとか、男性に左右されるとかといったたぐいの理由は、平等原則からの例外を認めるにおいて、合理性は全くございません。唯一いわゆる伝統なるものがありますけれども、「断絶説」を採る私には伝統というのは、合理的理由とは認められません。

したがって、女性天皇や女系天皇の否認は違憲と考えております。しかし、仮に女性天皇や女系天皇を認めたといたしましても、世襲制度そのものが平等原則からの逸脱であることは言うまでもございません。

なお、仮に私とは違って「連続説」を採っても先に挙げた「飛び地論」、天皇に関わることは憲法原理とは全く関係なく設定できるんだという立場を採れば、男系男子に限ったということも合憲というように判断されるでめりましょう。

直系、長系の違憲の問題、これは非常に面白い問題ですけれども、省略いたします。

そこで合憲説でございますが、仮に「飛び地論」を採って男系男子に限定したことを合憲だといたしましても、憲法は男系男子に限定していませんので、女系天皇や女性天皇を認めることは立法府の裁量に任せられております。したがって、女系天皇や女性天皇を憲法は保障もしていなければ禁止もしていないということにこの立場からはなりましょう。

そこで、次はⅢ番、現在の状態を前提として、政策的観点から見た皇位継承について申し上げてみたいと思います。この点、今日差し替えました紙を見ていただければわかりやすいと思います。

まず、第一の政策として、今までの『男系男子を厳守』するという政策がございます。これは有識者会議第5回会合の資料2の例1に当たるものでございます。これを採れば、少なくとも明治期に伝統とされたものには合致いたします。

しかし、現在のままで男系男子を続けるということになれば、御承知のとおり、断絶の危険性もある、それを覚悟しなければいけない。あとは男子の生誕を待つということになります。

次に、皇籍離脱者の皇族籍復帰というやり方がございます。これは皇室典範を改正するとか、あるいは特別法をつくるということになりますけれども、第1に、一旦皇族を離れた者が皇族籍へ復帰するというのは、伝統から考えても極めて例外的なことであります。だから、伝統を重視する立場からも皇籍離脱者が復帰するということには相当問題があります。第2に、当事者本人の意思が問題になることは言うまでもございませぬ。第3に、皇族籍にあえて一旦離脱した人が復帰するということは、何かうさん臭さが漂って受け取られるきらいがあるかと思ひます。第4として、皇族籍に復帰した男子が皇族の女子と結婚すればいいというような話がありますけれども、こんなことは期待できないことでございます。第5に、もし皇籍離脱者あるいはその子孫が皇位継承するというような状況が出てきた場合、現在の世論を前提とするならば、世論の支持はほとんど期待できません。したがって、国民を統合するという役割は、そうした天皇には期待できないと私は考えております。

次に養子による継続でございますが、これも皇室典範を変えなければいけませんけれども、第1に、皇位継承との関連で言えば、皇族の養子というのは、いろいろ今までの歴史にある

ようでございますが、皇位継承との関連で養子をするというのは、伝統から見ましても非常におかしい、反するというように論ずる伝統主義者がいらっしやいます。だから、伝統との関連で伝統に即しているとはちょっと言えません。第2に、当事者すなわち養子になる者と養子をする者の意思がこの場合にも問題になります。第3に、皇室典範を改正するとして、その規定の仕方に一工夫が必要となります。皇籍を離脱した者の子孫のみに養子を限定するというような規定をしなければいけないわけで、一般的に養子制度を採ることになりますと、伝統主義者が嫌う一般国民が養子となって皇族になるという道筋が開かれることになるわけでございます。第4に、このやり方は皇位継承順位の設定をどうするかということで、混乱が起こりますし、不安定になる要素をはらんでおります。第5に、養子となった人が皇族の女子と婚姻するという可能性、これも余り期待できないことでございます。第6に、これも養子となった人が皇位を継承するということになりましますと、世論の支持は期待できないということになりましょう。

次に、非嫡出子の容認、これは全く非現実的で期待できません。

第二の政策として、『男系女子を容認』するという政策があります。これは現状のままであれば一時しのぎにはなりますが断絶の可能性があります。

皇籍離脱元皇族子孫の男子と婚姻して断絶を回避するというのも非現実的で世論の支持は期待できません。

そこで、最後の政策として、『女系天皇を容認』するという政策になりますが、この場合、継承順位をどうするかが最大の問題になります。

男系男子優先主義、会議の資料2の例4ですが、一番の問題は、やはり継承順位が複雑で不安定となり、直系で天皇家をイメージしている国民世論の支持は難しいだろうということでございます。

それから、一般的に男子を優先するというやり方、会議の資料2の例5ですが、これは継承順位が極めて複雑、不安定になります。そして、男系男子にこだわるのはともかく、なぜ男子優先の必要があるかという問題が出てきます。だから世論の支持は次のやり方よりも難しいと思われまします。

次は、会議の資料2の例3である、兄弟姉妹間で男子を優先するというやり方ですが、これはある程度継承順位は明確ですが、やや不安定です。この場合も、なぜ男子を優先するか、なぜ優先しなければいけないかということの論拠があいまいです。そして、男子優先に世論の支持があるかどうか疑問でございます。

したがいまして、会議の資料2の例2である、直系・長系、これが極めてわかりやすく

安定しています。ただし、帝王教育が必要であるからというようなことは考えるべきでは
ございません。だれが天皇になるかは実際わかりませんので、帝王教育は資格者みんなに
すべきものであって、もしやるとしても特定の人だけにすべきものではないからでござ
います。この継承順位には現在の世論の支持は比較的あると考えます。

そこで、女系を認めた場合の諸問題として、皇族の範囲がございます。皇族の範囲に結
婚した後の女性皇族を含めることとなりますが、これは多くなり過ぎると財政上の問題が
あると言われております。けれども、私は将来何が起こるかわからず伝統が絶えてしまう
危険性がございますので、永久皇族制を前提として、現在であれば皇室典範 11 条の皇籍離
脱規定を弾力的に運用する、その形で処理すべきであると考えております。

次に、女性天皇の夫や女性皇族の配偶者をどう扱うか。これは、今、天皇の配偶者、皇
族男子と婚姻する女性をどう扱うかということが問題になっていないのと同じように、こ
んなことを問題にする余地はございません。

時間がないので、大急ぎで、まとめとして、一番申し上げたいことを申し上げます。

皇位継承の安定性及び世論の支持ということを考えれば、女系天皇を認めて男女にか
かわらず直系、長系を採る方式が適合的であります。

他方、いわゆる伝統なるものに固執することには世論の支持がなく、また安定性の面
においても欠けるところが大だと思われれます。しかし、あえて安定性や世論の支持に逆らっ
ても、いわゆる伝統なるものに固執しようとするならば、まだ男子出生がどうなるかわか
りませんから、今は女系天皇を決断することなく静観するべきだということになりましょ
う。

しかし、ここで考えるべきは、皇位継承が自己目的ではないということでありませ
す。すなわち、皇位の継承が続けば万事終わりということではないので、何のために皇位を継承
するのか、皇位継承によって何を期待するかということ、現在の一時的な感情ではなく
て、将来を見越して考慮すべきでございます。

仮に天皇に国民を積極的に統合するということを期待しない立場からするならば、男系
天皇であれ、女系天皇であれどっちでもいいということになります。しかし、この立場か
らすると、そもそも憲法の基本原理に矛盾する天皇制度を憲法制度として維持する必要が
あるか。まして養子制度や皇族籍復帰といった大変な無理をしたり、あえていわゆる伝統
なるものを変更して女系天皇を認めるまでして天皇制度に固執する必要があるのかという
疑問が提起されます。

2 番目に、逆に天皇に国民を積極的に統合することを期待し、国民が日本国民であるこ

とを誇りに思い、ある場合には国家のために身を捨てるような覚悟まで抱くことを望む立場からは、そうしたいわゆる「あるべき天皇像」を形成し、いわゆる伝統なるもの、すなわち明治期に井上毅らによって形成された万世一系の男系男子天皇の伝統に固執することが不可欠でございます。それを離れては天皇はあり得ないことになります。しかし、先ほど少し触れましたが、既に聖なる血筋に基づく天皇、権威ある天皇というのは、現に世論の支持を失っております。だから、この立場に固執したとしても、権威ある天皇像は回復されないばかりか、天皇制度自体の存否がかえって問われることになりましょう。

女系天皇にした場合には、権威ある天皇というものは、恐らく復活しないでありましょう。そして何となく親しみがある天皇という形で国民を統合する形が出てくるのでございましょうが、そうした場合、なぜそこまでして、女系天皇を憲法原理に反してまで置いておく必要があるかということが将来問われる可能性があります。

そういう意味で、いずれの方策を採りましても、天皇制度の存続ということにとりまして大変難しい問題をはらんでいるというのが私の結論でございます。

時間になりましたので終わります。

○吉川座長 ありがとうございます。何か御質問はございますか。

○園部委員 園部です。先ほど八木先生は、奥平教授の論文を引用されて、女性、女系天皇を認めるのは天皇廃絶への道であるということをおっしゃっているんですが、今の御意見は最終的にはどういうことなんでしょうか。女系天皇を認めて、しかも国民からあまり支持されないような状態で、いずれは存続意義が問われると、どちらかという廃絶に近い考え方なんでしょうか。

○横田教授 廃絶というよりも、今日は私の認識を申し上げましたので、そういうことになる危険性があるだろうということでございます。

私は、既に憲法調査会でこの見解を述べておまして、ある方からは私の意見は天皇制を廃止しようとする悪らつな議論だと言われておりますが、そういうつもりは全くないのでございまして、ここでは認識の問題として申し上げたわけでございます。

○園部委員 わかりました。どうもありがとうございました。

○吉川座長 ほかにございますか。それでは、横田先生どうも大変貴重な論理的なお話をいただきまして、ありがとうございました。

○横田教授 どうも早口で失礼いたしました。

(横田流通経済大学教授退室)